

## 第22期第11回海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

令和5年1月31日（火）午後1時30分～午後3時00分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、鎌田 誠喜、

工藤 義彦、伊藤 公男、大竹 敦（出席8名）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：斎藤 和敬、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、百瀬 夏実、三田村 学歩

山田 美沙登

### 3 議事事項

(1) 小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）

(2) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

(3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

(4) 令和3年秋田海区漁業調整委員会指示第4号（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）にかかる令和4年漁期の巡回指導結果について（報告）

(4) その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

② 漁業権の切替えについて

③ その他

### 4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

それではご案内の時間になりましたので、ただいまより、第22期第11回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員8名、欠席委員2名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いします。

○加藤会長

年が明けての最初の委員会ですが、寒い中ご出席いただきありがとうございます。本年もどうぞよろしくをお願いします。

今月の17日に秋田県の生涯学習センターで今年度の青年・女性漁業者交流大会が開催されました。本委員会の鎌田委員が、漁業士会長など長年の本県漁業の振興に尽くしたということで永年勤続功労表彰を受けられました。皆様でお祝いを申し上げたいと思います。

今期のハタハタ漁でございますが、漁獲量が200トンで昨年の6割程度になり、県南部ではかなり厳しい結果となりました。今期の漁獲量を見ますと、禁漁明けで2番目に低いとのことでした。この先、どうなっていくのかを心配しております。資源量が絶対的に少ないことや、海水温の上昇の影響、30年周期で起こる増減等、非常に県民からの関心が高い魚ですので、十分な調査や研究を行い、県魚としての将来への展望を見いだせるような方策を考えて欲しいと思っております。

本日は来年の漁業権の切替えのスケジュールが示される予定です。

本日もスムーズな議事進行にご協力をお願い致します。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

## 6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は齋藤委員と鎌田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○齋藤委員、鎌田委員

はい。

## 7 議事

### 議題1：小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは議事に入ります。始めに諮問事項「小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（山田）

議題1の「小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間」について、事務局の山田から説明させていただきます。資料1（当日配付・差替え）と書いてある資料をご覧ください。

（諮問文音読）

裏面をご覧ください。漁業法及び秋田県漁業調整規則により、知事が許可又は起業の認可をするとき、制限措置の内容と、許可を申請すべき期間を定めて公示する必要があり、今回は、小型いか釣り漁業についての諮問です。表の内容は、許可方針に基づくものを記載しています。

令和3年に小型いか釣り漁業の許可の一斉更新をしておりますが、許可の期間は、県内船が3年間、県外船が1年間となっております。今回の公示は県外船を対象としたものです。「許可又は起業の認可」の隻数については、事前に関係道県に本県沖への出漁希望を照会した結果、その数の合計が249隻で、許可方針で定める300隻以内であったことなどから、要望通りの隻数としております。これらの隻数については、所属道県でとりまとめた上で申請することとなっているため、隻数超過は起きないと考えられますが、もしも超過した場合は、「小型いか釣り漁業の許可の基準」により優先順位を付け、告示隻数内の許可にすることとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○加藤議長

説明が終わりました。ただいまの諮問について、ご質問等はありませんでしょうか。

○加藤議長

なければ、これで答申案を作成してもよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

事務局から答申案をお願いします。

答申案について事務局から説明をお願いします。

○事務局(山田)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

## 議題2：くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題(2)、諮問事項「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

○事務局(高橋)

資料2、1ページ目をご覧ください。

くろまぐろの知事管理漁獲可能量を定める内容の知事からの諮問です。

諮問文を読み上げます。

(諮問文音読)

都道府県別漁獲可能量（TAC）の、知事管理区分に配分する数量は、都道府県資源管理方針に即して、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとされています。

3ページをご覧ください。こちらが、農林水産大臣から通知があった令和5年管理年度のくろまぐろの都道府県別漁獲可能量です。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分は、令和4管理年度と同様、小型魚が26.8トン、大型魚が31.3トン、全県で58.1トンとなっています。

2ページをご覧ください。知事管理区分への配分の公示案です。

小型魚・大型魚とも農林水産大臣からの配分の5%を県留保とし、残りの95%を知事管理区部へ配分しております。

そのため、1くろまぐろ（小型魚）は、県の留保1.4トンを除いた、25.4トンとしております。

同様に2くろまぐろ（大型魚）は、県の留保1.6トンを除いた、29.7トンとしております。

また、令和5年3月末までの令和4管理期間で余った漁獲枠については、小型魚2.6トン、大型魚3.1トンを上限に繰越ができ、さらに、譲渡メリット、消化率メリットによる追加配分が5月頃にある予定です。

なお、今回諮問する当初の漁獲可能量に加え、5月頃に追加配分量が決定し、令和5年度全体の漁獲可能量が確定した時点で、漁業種別、地区別の配分を資源管理協定内で検討することになります。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問についてご質問等がありますでしょうか。

○伊藤委員

国からの当初配分の量は昨年と同じでしょうか。

○事務局（高橋）

0.1トン単位で同じ配分量になっています。

○工藤委員

都道府県間でくろまぐろの数量を交換することは可能か。

○事務局（高橋）

可能です。

○工藤委員

青森県では横流し等で数量超過をしていたようだが、ペナルティはあったのか。

○事務局（高橋）

数量超過した分については今年度の分から差し引かれました。

○工藤委員

秋田県で同様の事例が起きた場合、どのように対処するか想定しているか。

○事務局（高橋）

具体的な想定はしていませんが、同様の事例が起きた場合は資源管理協定の中で協議することになります。

○加藤議長

他にありますか。

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

事務局から答申案について説明をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

### 議題3：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（3）報告事項「日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」、事務局から説明願います。

## ○事務局（保坂）

日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について報告いたします。資料3をご覧ください。

昨年12月1日の午前に日本海北部会、午後に日本海・九州西広域漁業調整委員会がウェブ会議で開催され、大竹委員に出席いただきました。

資料3-1は、日本海北部会ですが、参考までに会議資料の一部も配付しております。

日本海北部会では北海道から富山県までの海域を対象とし、マガレイ及びハタハタ等の資源状況と資源管理の取組について、国の水産研究所と漁業調整事務所から説明がありました。

日本海系群のマガレイの資源水準は、漁獲量の推移などから低位であり、資源動向は減少と評価されました。資源管理のため、保護区の設定や漁具の制限等により、小型魚保護などを引き続き実施していくこととなっています。

日本海北部系群のハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばいと評価されました。

資源管理の取組については、事務局からの説明のほか、大竹委員から本県で実施している漁獲努力量での管理状況や、漁獲量や産卵の減少などの状況を紹介いただきました。また、昨年に引き続き、山形県の委員からは漁獲量が低迷する中、ハタハタ遊漁による採捕が資源に与える影響を懸念する意見があり、遊漁者にも資源管理に協力してもらうための委員指示等を検討出来ないかとの議論がありました。

続いて資料3-2をご覧ください。こちらは午後で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会です。

議題として、広域魚種の資源管理について、先に紹介した日本海北部会の報告の他、トラフグ、ベニズワイガニ等の資源状況と取組について報告がありました。

トラフグについては、新たな資源評価に基づき、今後漁獲量（TAC）管理に向けた検討を進めて行くとの説明がありました。

太平洋くろまぐろの資源管理については、広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認期間が令和5年3月31日までとなっていることから、令和7年3月31日までの新たな指示の発出について決議されました。

その他、今後資源管理の対象となる魚種とスケジュール、令和5年度の国の予算要求状況について説明がありました。

広域漁業調整委員会は、3月にも開催される予定となっています。

以上、報告を終わります。

## ○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますでしょうか。

○加藤議長

今年度の秋田県のハタハタの漁獲量は少なかったが、他県の状況について把握しているか。

○事務局（斎藤）

水産振興センターで取りまとめているが、青森県は昨年よりも少なく、山形県は接岸がほとんどなかったと聞いております。

○加藤議長

他に質問ありますか。なければ次に移りたいと思います。

#### 議題4：令和3年秋田海区漁業調整委員会指示第4号（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）にかかる令和4年漁期の巡回指導結果について（報告）

○加藤議長

議題（4）、報告事項「令和3年秋田海区漁業調整委員会指示第四号（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）にかかる令和4年漁期の巡回指導結果について」事務局から説明を願います。

○事務局（三田村）

事務局の三田村です。座って報告させていただきます。資料4をご覧ください。

ハタハタに関する委員会指示は昨年秋田県ハタハタ資源対策協議会で定めるハタハタ資源管理計画の第9期管理計画に合わせた3年間の指示としており、今回は指示2年目である令和4年漁期の巡回指導結果について報告します。

今年度の巡回指導結果がこちらになります。令和元年漁期までは、取締巡回をしつつ、遊漁者数のカウントや釣りでの漁獲量を調査する遊漁実態調査を実施していましたが、令和2年漁期からは、違反行為に対する指導取締活動に重点を置き、違反行為の発生頻度が高い県北部地区及び夜間を中心に巡回しております。

今期については令和4年11月28日から令和5年1月11日までのうち33日間行い、のべ113人の取締員を動員し、現認した全県の遊漁者数は1,962人でした。

カゴに関しては9人で、うちカゴを使用していた7人を始末書処分、カゴ使用の準備行為、又は所持していた2人を口頭注意処分としております。

カゴを使用していた7人は全て遊漁者で、初犯、県内の方でした。

またカゴの他に、から釣り9人を口頭注意処分としております。

これらは全て、八峰町の沿岸で発生しており、今期は、男鹿半島周辺や県南部におい



て違反者を確認しておりません。

さらに現場に放置された所有者不明のカゴ20個を回収しております。

ご存じのとおり、今期のハタハタの漁獲量は禁漁明け1995年以降で2番目に少ないという結果になりましたが、沿岸ハタハタの漁獲量は昨年より増えたことから、これと連動して、違反者がすこし増えたと考えております。

ハタハタ資源が低水準であることから、来年度以降も、今期と同様に取締に重点を置いた巡回を行うこととしております。

報告は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

よろしければ、次に移ります。

## 議題5：その他

### ①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」

○加藤議長

それでは、議題（4）の「その他」に移ります。

初めに、①の「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について報告します。資料は5－1をご覧ください。

初めに、第1ラウンドですが、「由利本荘市沖」については、昨年9月27日に事業者を含めた協議会で漁業影響調査の検討委員会の設置が提案され、12月22日に第1回の検討委員会が開催されました。

検討委員には、地元の海面漁業者の他、内水面の子吉川漁協やさけふ化団体、県水産振興センター、有識者等が参画し、洋上風力発電の建設、稼働に伴う漁業への影響調査の具体的な手法について、次回の法定協議会までに検討されることになっています。

次に第2ラウンドの「八峰町及び能代市沖」と第3ラウンドの「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」ですが、3ページのとおり、昨年12月28日に公募が開始されました。公募は令和5年6月30日に締め切られます。

説明は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしければ、次に移ります。

## ②「漁業権の切替えについて」

○加藤議長

それでは、次の②の「漁業権の切替えについて」事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

資料は5－2をご覧ください。

本県海面における漁業権は存続期間10年の共同漁業権、5年の区画、定置漁業権の3つがありますが、いずれも令和5年12月末までとなっており、令和6年1月1日に一斉切替えとなります。

この切替えは、令和2年12月に施行された改正後の漁業法に基づいて行う初めての切替えとなり、従来の制度とは変更になった点がありますので、水産庁からの技術的助言に基づき切替え作業を進めて参ります。

なお、2月10日に、現在の漁業権者向けに説明会を開催することとしており、説明会資料の概要版として、考え方（案）として資料を配付いたしました。資料をかいつまんで説明します。

改正漁業法に基づく海面利用制度等に関する主な変更点ですが、資料は（1）から（7）までありますが、特に変わった点として（1）と（3）を説明します。

（1）の海区漁場計画の要件等についてですが、漁業法の規定で、知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めることとなっています。この海区漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）を定めるものです。

新たな制度では、計画を作成する際、既存の漁業権が適切に活用されているかを判断した上で、計画に漁業権として設定するかどうかを検討します。

具体的には、漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は適切かつ有効に利用していると判断され、計画に設定されます。一方、適切・有効でない場合としては、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているときや、合理的な理由がないのに漁場の一部を利用していない場合などが該当します。このような場合は、内容の必要な見直しを行った上で、新規の漁業権として設定することになります。

(3)の免許をすべき者の決定についてですが、漁場を適切に利用している既存の漁業者は、これまでどおり免許を受けられることとなります。一方、新規の免許申請の場合、従来の制度では、法人や個人に免許される区画及び定置漁業権の場合、地元漁業者の世帯数等で優先順位をつけて免許をする一律の仕組みとなっておりましたが、新しい制度では、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者、の観点で免許すべき者の審査基準を各県で定め、決定することとなります。

3ページをご覧ください。

漁業権ごとの考え方について概要を説明します。

(1)から(3)は共同漁業権についてです。共同漁業権は、従来どおり漁協に免許することとなります。

(1)の第1種共同漁業は、定着性の水産動植物を対象とした漁業権です。漁場管理や資源管理が行われておらず、漁獲実績がないものは、漁業権の対象外とすることを検討します。

※の検討事項として、漁業権の対象外とすることを検討するものとして、こたまがいやえむしと記載していますが、外すことを県で決めているということではなく、漁協への利用状況調査やヒアリング等を行った上で、検討することとしています。

(2)の第2種共同漁業は、網漁具を設置して行う漁業になりますが、基本的には、現行どおりの内容とします。第1種共同漁業同様、操業されていない漁業については漁業権の対象外とすることを検討します。検討事項として、たなご、こうなご漁業と記載していますが、こちらも漁協ヒアリング等により検討します。

4ページをご覧ください。

(3)の第3種共同漁業は、地びき網漁業やつきいそ漁業が含まれます。洋上風力発電の促進区域となった海域では、風車の周りに設置される魚礁に漁業権を設定できないかとの意見がありますが、漁業権設定にあたっては、遊漁との調整も必要となるため、漁業者による自主的な取決めを優先することとします。

(4)の区画漁業ですが、従来は1漁業権1漁業種類が原則でしたが、海洋環境の変化に対応した新たな藻類や魚類の養殖を推進するため、対象種を限定しないことも可能となります。最近では、県内でもワカメ、コンブ以外の海藻類や、サーモンの養殖試験などの取組もあることから、漁協等のヒアリング等を基に、新規の漁場についても検討します。

5ページをご覧ください。

(5)の定置漁業は、基本的にはこれまでどおり、既存の漁業者が継続して操業できるよう漁場計画を作成することとします。また、漁場の有効利用のため、過去に利用していた漁場での新規参入についても、他の漁業との調整を図った上で検討してまいります。

すが、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については、資源管理の面から新規漁業権としない方向です。

(6) 共有免許は、特に共同漁業権ですが、県北部地区では4つの漁協の共有免許となっております。適正な漁場管理を推進するため、漁協等、関係者の意見を聴いた上で、区域の見直しも検討したいと考えています。

免許申請については、洋上風力発電などの開発計画も進められていることから、沿岸市町においても情報共有が図られるようにしたいと考えています。また、漁業権を免許すべきかの判断は、既存の漁業権はもちろん、新規参入の場合も、漁協等の同意の有無をもって判断することは適切ではありませんが、共同漁業権区域との新規漁場の重複や、先行利用する漁業者とのトラブル防止のため、漁協や地区の同意を確認した上で、免許することとします。

6ページをご覧ください。

行使規則については、基本的には従来どおりとなりますが、漁場の高度利用のため地先間の入会を推進するよう調整したいと考えます。

その他としては、漁場区域を緯度経度で示す必要がありますが、基点の位置が未確定な場所があるため、確認が必要となっております。

最後にスケジュール示しております。最後の9ページをご覧ください。こちらが、対応者別のスケジュールです。

今後、説明会、漁協や漁業権者ヒアリングを行い、4月頃に海区漁業調整委員会と合同での現地調査を経て、5月を目途に漁場計画の素案を作成することになり、7月には委員会への諮問、委員会においては公聴会、答申を行い、漁場計画が決定されます。

漁場計画決定後は、免許申請の受付、申請者の審査を行い、免許の可否について、委員会への諮問、答申を経て決定します。

なお、随時委員会の際には進捗状況等を説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

長くなりましたが、説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○船木委員

水産庁の通知と、海面利用制度等に関するガイドラインに基づいて、順次ヒアリング等を行うと思います。特に共同漁業権に関しては、一度決まると10年間同じ内容になります。検討事項等について、慎重に進めていただきたいと思います。

○大竹委員

まず、活用漁業権について、水産庁の考え方は理解できる。しかし、マダイの釣り餌として獲られてきたえむしが仮に漁業権魚種から外れた場合、釣り具店等が採り始めるなど考えられる。船木委員のおっしゃるとおり、地元調整等慎重に検討を行わなければ、調整がつかなくなる可能性があるので留意いただきたい。

あと、漁業権の受忍の範囲について教えてください。

○事務局（保坂）

水産庁より都道府県担当者会議にて具体的な例を用いて説明がありました。いま全国的に遊漁者がタコを釣っているという事例が増えていますが、受忍について漁業権の行使規則の中で記載するのかしないのかという議論がありました。これについて水産庁からは各漁協で実情が異なることからどこまで受忍するかを漁協の内規で定めるようにとの回答がありました。

○事務局（斎藤）

秋田県の場合、漁業権魚種にタコが入っております。一方で、遊漁者はタコ釣りをしております。漁協は漁業権侵害として訴えることもできます。実態として、タコ釣りの道具も一般に広まっていることから、受忍の具体的なラインを漁協の内規にて決めて欲しいというのが水産庁の意見です。

○工藤委員

どこまで許すかという話は難しいと思う。

○事務局（保坂）

漁業権侵害は親告罪のため、漁協が告訴しなければ罪にならない。

○工藤委員

アワビやサザエなどは1つ獲っても罪になるが、ワカメやアオサ等はすこしばかり獲っても漁業者は目をつぶっている。具体的に決めるのは整合性をとるのが難しい。

○事務局（保坂）

これについても漁協のヒアリング等で調整していきたいと考えています。

○加藤議長

地域によっては慣例的に魚介類を獲ってきたところもある。一概にすべて規制することは難しいと思う。

○船木委員

参考になりますが、現状、海上保安部が捕らえたものについては漁協に文書が上がってきて、ハンコを押せば、検挙されることになる。

○工藤委員

昔から獲ってきた一般の方に限って、海上保安部に検挙されて、騒ぎになることがある。

○事務局（保坂）

地域の漁業者からお話を聞いた上でどうしていくのかよいか判断していきたいと考えています。

○加藤議長

共有免許について聞きたいが、これはどこを想定しているのか？

○事務局（保坂）

八峰町峰浜から三種町までの沿岸区域について、八峰町峰浜漁協、能代市浅内漁協、三種町八竜漁協と秋田県漁協で共有で免許を受けている共同漁業権になります。この区域以外も県漁協合併前はそれぞれの漁協で共有免許になっていましたが、合併後はこの地域（共2、共8）のみ秋田県漁協と3つの漁協で共有免許を受けています。一般的に共有免許というのは資源や漁場状況に応じて、数漁協共同で管理した方がよいという考えからなっております。

○工藤委員

共有免許というのは沿岸から2,000mの範囲でどこでも入っていいということか？

○事務局（斎藤）

免許は各漁協で共有していますが、各漁協の行使規則で地先優先を記載しているため、現実的にはほかの地区に入っていくことはできない。

○工藤委員

2,000m以上の沖合はどこでも入っていいのか？

○事務局（保坂）

協定の内容としては把握していませんが、共有免許するにあたって、4漁協の中で契約や協定を結ぶので、その内容によってはそういうことになります。

○船木委員

漁協の行使規則で共有免許について記載しています。共有免許の地先優先漁業につい

ては第一種共同漁業権の操業は地先優先とするが、漁業協同組合間の話し合いで入会を認める場合はこの限りではないとなっています。

○阿部課長

共同漁業権の外側ではこういったことは関係ないということですのでよろしいでしょうか。

○事務局（保坂）

契約や協定の内容によりますが、漁業権の範囲は沿岸から概ね4,000mまでとなっています。

○加藤議長

よろしければ、次に移ります。

## ② その他

○議長

それでは、②の「その他」ですが、事務局から「くろまぐろの漁獲枠の融通」と「海区漁業調整委員会委員表彰」の2点について説明があります。

はじめに「くろまぐろの漁獲枠の融通」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

くろまぐろの漁獲枠の融通について報告させていただきます。

今年度は、10月1日から定置網漁業の未消化分の枠を漁船漁業へ融通したり、消化率の高い地区が優先的に漁獲できる漁獲枠を設けるなどして県内の消化率を上げるための取り組みを実施したところですが、12月末時点において、小型魚・大型魚ともに消化率が7割程度となっております。

水産庁からは、消化率が8割を超える県に対して、消化率メリットとして翌年度の枠に追加配分を行うと説明されております。

そのため、本県の消化率が8割以上となるよう、残った枠を他県へ譲渡することとして、漁協や協定参加団体と調整した結果、小型魚5トン、大型魚5トンの譲渡の了解を得られたので、直接譲渡要望のあった鹿児島県へ融通することとし、水産庁あて報告したところです。

譲渡後の残枠は、小型魚・大型魚それぞれ5トン程度となりますが、3月末までにこ

の量以上に漁獲され、枠を超過することはないと考えております。

水産庁からの融通に関する文書については、次の委員会で報告し、県の漁獲可能量の変更の諮問をさせていただきますので、事後になりますが、よろしくお願いいいたします。

漁獲状況については以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○工藤委員

北部地区は枠の何割消化しましたか。

○事務局（高橋）

小型魚、大型魚ともに9割以上になっています。

○工藤委員

10月はまだよいが、11月12月は時化の日が多く、ハタハタも始まるのでどうしても操業日数が削られてしまう。来年度も定置網漁業や各地区で枠の消化を頑張ってもらいたいと思う。

○伊藤委員

今年度は融通を考えていただき、ありがとうございました。ただ、もう1ヶ月早くまわしていただけると、枠が消化出来ると思うので、来年度はそれをお願いしたいと考えています。

○事務局（高橋）

今年度は早くから定置網漁業の枠の調整を図ってきましたが、やはり10月いっぱいには漁獲の可能性があるので難しいとお話しいただいております。今後できるだけ秋田県の枠を消化できるように調整していきたいと考えています。

○工藤委員

枠が足りないというのは理解できるが、これまでの実績を考えれば難しいと思う。漁業者間で枠の融通をするなら良いと思うが。

○事務局（高橋）

今年度地区内で枠を消化できないという事例が見られました。獲りたい漁業者がいるにも関わらず、一部の方が枠を消化することなく持ち続けるといった状態になっています。枠の消化率が良い地区は途中から個人割を無くすなど工夫された配分になっています。



今後はそういった情報を各地区に共有していきたいと考えています。

○工藤委員

北部では2回に分けて配分されるようにしている。夏からマグロを釣る人もいれば、11月から釣る人もいる。できるだけ地区の枠を消化できるように調整している。獲れる人が獲っていかなければ国から枠を減らされる。

○加藤議長

全体の漁獲枠が少ない中で、できるだけ消化率を上げていかなければならないので、いろんなやり方を各地区に共有していけば良いと思います。

○加藤議長

なければ、次に移りたいと思います。

事務局からお願いします。

○事務局（保坂）

まず、試験操業の状況について情報提供させていただきます。

近年、ハタハタが不漁なことから漁業者から経営を補うための代替漁業について検討してほしいとご相談いただいているところです。今シーズンのタラの刺し網漁業について通常の許可ですと、男鹿の北部地区で1月25日からの操業ですが、10日前倒しして、1月15日から24日までの10日間を試験操業として秋田県漁協に許可して実施することになりました。関係漁業や地域の漁協との調整を図りまして、10日間の試験操業を行った上で、他の漁業等に支障が出るようであれば、今限りとするとし実施しました。

詳細な結果についてはまだ漁協から報告を受けていませんが、10日間前倒ししましたが、時化が多く3日ほどの操業に終わり、またタラの価格も安く、ほとんど加工用に回ってしまったと聞いております。報告を受けて、実施状況を整理した上で来年度の是非について検討してまいります。

○加藤議長

まだ詳細な結果について報告を受けていないとのことなので、整理した上でまた委員会で報告をお願いいたします。

○加藤議長

事務局からは以上になりますが、委員の皆様からは何かありますでしょうか。

他に質問がなければ、次に移りたいと思います。

## 8 その他

○加藤議長

続きますして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から事務的な連絡など何かありますか？

○委員

(発言なし)

○事務局

[次の海区漁業調整委員会の開催について]  
3月16日(木) 13:30～の予定

## 9 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第11回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了